

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	矢部 香織
登録番号又は法人番号	16081726
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	矢部かおり行政書士事務所
事務所所在地	東京都品川区南品川5-1-11-1202号
処分年月日	令和5年1月27日（理事会決議日）
処分内容（種類）	廃業勧告及び5年の会員権の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>被処分者は報酬を受け、受任した相続関係業務につき、誠実・迅速に業務を遂行せず、顧客が東京都行政書士会に申し立てた苦情について、その解決を支援するための機関である苦情解決支援委員会からの連絡に全く応じることなく、綱紀委員会からの調査等にも全く応じなかったことから、業務遂行しないことに正当理由があるとは認められない。さらに、顧客が他の行政書士にその業務を依頼し直した後も受けた報酬の返還をしない。このように、被処分者の行為は、国家資格者として責務を課された行政書士の信用を著しく損なう行為である。</p> <p>以上の理由から上記の処分を科す。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 行政書士法第10条（行政書士の責務）</li> <li>二 行政書士法施行規則第7条（迅速処理）</li> <li>三 行政書士法第13条（会則の遵守義務）</li> <li>四 苦情解決支援委員会設置規則第8条第1項（会員の義務）</li> </ul>